諮問庁:放送大学学園

諮問日:平成29年12月12日(平成29年(独情)諮問第81号) 答申日:平成30年11月13日(平成30年度(独情)答申第43号)

音中日・十成30年11万13日(十成30千度(独用)音中第43万)

行った問の一部の削除に関する文書の一部開示決定に関する件

事件名:特定年月日に実施された特定科目の単位認定試験問題の学内公開時に

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書5(以下、順に「文書1」ないし「文書5」といい、併せて「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月10日付け放総第237号により放送大学学園(以下「放送大学学園」(なお、第2においては「大学」ともいう。),「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、意見書1及び意 見書2の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

- ア 不開示処分理由の① (原処分の不開示理由中,法 5 条 1 号を理由とするものを指す。) については、受験者からの質問が学生課の質問箱へ質問内容が黒塗りとされており、質問の趣旨についてはマスコミへの取材で公式述べられている。もちろん質問した学生の氏名などを不開示とされた処分は同意する。
- イ 不開示処分理由の②(原処分の不開示理由中、法5条4号トを理由 とするものを指す。)については、具体的に不開示の根拠を明らかに しておらず、同号トに該当する処分は同意できない。
- ウ 私が今回最も知りたいことは、問題も冒頭部分を削除決定に至った 経緯を具体的に知りたいことである。ところが肝心な部分について不

開示とした説明がなされていない。私は「決定に至った全て」と公文書を特定している。欠如の具体的資料は以下の会議に係る全ての資料であると理解している。

- (ア)教務担当と学長・副学長の打合せ資料の全て
- (イ)教務執行部(「教学執行部」の趣旨と解される。以下同じ。)での検討資料の全て
- (ウ) 試験問題の提出前に行われた、複数の専任教員による校正結果「問題なし」とされた資料の全て

(2) 意見書1(添付資料省略)

私は放送大学に在学している一学生として、独立行政法人における情報公開の在り方を問うために、情報公開を求めた次第です。

ア まず、放送大学学園から貴審査会に諮問された事項につき、極めて偏った部分のみを抽出し、あたかも個人情報の全てを求めたと限定して、飽くまでも個人情報の開示のみとしているが、情報公開における個人情報保護制度では「特定個人を識別できるもの」と民間の個人情報を定義していることは承知している。

したがって、個人名を非開示とすれば解決することであり、発信者名を求めているのではなく、学生からのメール文の開示を求めている。既にメール文の一部が公開されている。特定ウェブサイト(2015/10/22)ニュース(特定新聞A)、特定新聞A,特定新聞B等で明らかとなっている。

私は大学の処分決定に対し、審査請求の理由において、質問した学生の氏名などについては、非開示とされた処分には同意する旨を記述している。

したがって、個人名を開示することを求めていないにもかかわらず、 あたかも個人名を求めているかの如き、理由説明書(下記第3の 1)は該当しない。

イ 放送大学学園理事長に対し、平成28年8月10日付け放総第237号での処分について、審査請求書(資料4)を提出していますが、その理由として開示されていない文書として、①教務担当と学長・副学長の打合せ資料の全て、②教務執行部での検討資料の全て、③試験問題提出前に行われた、複数の専任教員による校正結果で問題なしとされた資料の全て。①②③については今日に至るもいかなる処分結果も「なしのつぶて」で無責任にも放棄されたままとなっている。

大学からの「理由説明書」によると、「「削除の決定に至った根拠となる法人文書」は既に開示しており、決定に至った根拠となる法人文書で未開示の物は存在しない。」と欺まんの見解を述べているが、資料14に示す通り決定に至るプロセスは未開示のままであることは

明白である。それにもかかわらず審査請求書において開示を求めているのに、大学は真摯に応じていない。

本行政文書は、大学における意思決定機関の役割と、関係する部署での決定方式について協議資料と記録された決定資料の開示を求めている。

飽くまでも、今回の削除された文言の是非について異論を述べている訳ではない。組織運営の在り方と意思決定の現状について、放送大学に学ぶ一学生として大学自治の在り方を、明確にしたいとの思いからです。

ウ 審査請求から1年5か月も経過しているにもかかわらず、その間漫然と放置している教育機関としては失格といわざるを得ない。

(3) 意見書2

私は放送大学に在学している一学生として、独立行政法人における情報公開の在り方を問うために、情報公開を求めた次第です。

ア まず、放送大学学園から貴審査会に諮問された事項につき、極めて偏った部分のみを抽出し、あたかも個人情報の全てを求めたと限定して、飽くまでも個人情報の開示のみとしているが、情報公開における個人情報保護制度では「特定個人を識別できるもの」と民間の個人情報を定義していることは承知している。

したがって、個人名を非開示とすれば解決することであり、発信者名を求めているのではなく、学生からのメール文の開示を求めている。既にメール文の一部が公開されている。特定ウェブサイト(2015/10/22)ニュース(特定新聞A)、特定新聞A、特定新聞B等で明らかとなっている。

私は大学の処分決定に対し、審査請求の理由において、質問した学生の氏名などについては、非開示とされた処分には同意する旨を記述している。

したがって、個人名を開示することを求めていないにもかかわらず、 あたかも個人名を飽くまで求めているかの如き、理由説明書は不真 面目である。

- イ 放送大学学園理事長に対し、平成28年8月10日付け放総第23 7号での処分について、審査請求書(意見書1の資料4)を提出して いますが、その理由として開示されていない文書として、
 - ① 教務担当と学長・副学長の打合せ資料の全て
 - ② 教務執行部での検討資料の全て
 - ③ 試験問題提出前に行われた、複数の専任教員による校正結果で問題なしとされた資料の全て
 - ①②③については今日に至るもいかなる処分結果も「なしのつぶ

て」で無責任にも放棄されたままとなっている。

大学からの「理由説明書」によると、「「削除の決定に至った根拠となる法人文書」は既に開示しており、決定に至った根拠となる法人文書で未開示の物は存在しない。」と欺まんの見解を述べているが、前回提出した資料14に示すとおり決定に至るプロセスは未開示のままであることは明白である。従って審査請求書において開示を求めているのに、大学は真摯に応じていない。

本行政文書は、大学における「意思決定機関の役割と、関係する部署での決定方式」について協議資料と記録された決定資料の開示を求めている。

飽くまでも、今回の削除された文言の是非について異論を述べている訳ではない。法「法人組織運営の在り方」と「法人の意思決定の現状」について、放送大学に学ぶ一学生として大学自治の在り方を、公文書の保管と開かれた大学と明言する根幹にかかわることを明確にしたいとの思いからです。

- ウ 審査請求から2年を要しているにもかかわらず、その間真摯に対応 しない教育機関の在り方を明確にするものである。
- エ 貴審査会における審査の在り方について、私からの意見書と関連文書を既に提出しているにもかかわらず、不誠実な法人からの言い訳についてしん酌し、いたずら引き延ばしを行っている。

要は開示請求をしている公文書について、その存在すら明らかにせず、公文書における非開示事項が存在すれば、黒塗りで開示するべきである。

私は貴審査会の在り方に大いなる疑問を抱き、法の趣旨を曲解しているとしか思えない。地方自治体における情報公開条例との比較において、あまりにも格差が大であることを申し述べたい。

オ 関連する新たな資料については、前回既に提出済みであるため、今 回は提出するに至らず。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 理由説明書
- (1) 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る法人文書は、「2015年7月26日に実施された単位認定試験に出題された「日本美術史」について、キャンパスネットに公開時試験問題問12の冒頭部分の一部を削除するに至った関係する資料の全て」(本件対象文書)である。

本件対象文書のうちメール本文の一部については、法5条1号及び4号トの不開示情報に該当することから不開示(原処分)としたところ、 審査請求人から、「教学執行部での検討資料」など、削除の決定に至っ た根拠となる法人文書で未開示のもの全ての開示を求める旨の審査請求がされたところである。

(2) 不開示情報該当性について

本件対象文書のうち、メール本文の一部については、以下に掲げる理由から法5条1号及び4号トに該当する。

本件対象文書は、特定の個人を識別できる情報は含まれてはいないが、質問を送付した学生の思想信条が記載されており、公表されることで、 当事者以外の者からのその思想信条自体が批判にさらされ、今日のよう なネット社会において、今後の個人の自由な意見表明の自制等を招く可 能性が高く、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に 該当する。

なお、審査請求人から求められている、「教学執行部での検討資料」など、削除の決定に至った根拠となる法人文書で未開示のもの全ての開示については、本事案(上記(1)の単位認定試験に出題された「日本美術史」の試験問題の問12の一部を削除した件を指す。以下同じ。)の決定プロセスにおいて作成された法人文書は、既に開示しており、決定に至った根拠となる法人文書で未開示のものは存在しないため、請求には応じられない。

(3) 原処分に当たっての考え方

本件対象文書は、本請求に応じて開示することにより、放送大学学園における事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある。

こうした現状を踏まえ放送大学学園においては、情報については、より慎重に扱う必要があると判断したため、原処分どおりの決定を行った ところである。

2 補充理由説明書

(1)審査請求人から提出された審査請求書及び意見書1に係る行政文書の 特定について

本件対象文書は、特定副学長等のメール文書(文書1)、平成27年度第1学期単位認定試験(択一式)授業科目名日本美術史('14)の一部抜粋(文書2)、平成27年度第1学期単位認定試験授業科目名「日本美術史('14)」の試験問題の意見について(文書3)、特定副学長からの特定客員教授への通告文(文書4)、2017年度開設科目教材作成マニュアル(2014年9月発行)(文書5)である。

審査請求人は、①教務担当と学長・副学長の打合せ資料の全て、②教務執行部での検討資料の全て、③試験問題の提出前に行われた、複数の専任教員による校正結果「問題なし」とされた資料の全てを特定するよう求めていることから、①及び②については、既に開示している文書以

外についても、本事案関係教職員の事務室内、パソコンのフォルダ(共 有フォルダを含む。)内の探索を行った上で、不存在を確認している。

また、③については、試験問題の版下に漢字の振り仮名のルビ、教員のサインが記載されたものであるが、単位認定試験での出題前に作成された文書であり、請求者からの開示請求が「~削除するに至った関係する資料の全て」であるならば、本件の意思決定に係る文書とは無関係のものである。

①教務担当と学長・副学長の打合せ及び②教務執行部での検討は、特定副学長等のメール文書(文書1)、平成27年度第1学期単位認定試験(択一式)授業科目名日本美術史('14)の一部抜粋(文書2)、2017年度開設科目教材作成マニュアル(2014年9月発行)(文書5)といった学園が既に部分開示している資料を用いて行われており、これらで話し合われた内容を整理し文書化したものが既に開示している特定副学長からの特定客員教授への通告文(文書4)となっており、これらの打合せ及び検討の記録は作成していない。

(2) 不開示情報該当性について

本件対象文書のうち、審査請求人から開示の求めのあった学生からのメール文(特定副学長等のメール文書(文書1)の4枚目及び平成27年度第1学期単位認定試験授業科目名「日本美術史('14)」の試験問題の意見について(文書3)に記載)については、これまでの理由説明書(上記1)にあるとおり、これを公にすることで学生個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当し、不開示とすることは、既に説明したとおりであるが、本学学生の教育学習情報を開示することは放送大学学園と学生との信頼関係を損なわせ、放送大学学園の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条4号柱書きに該当することを不開示理由として追加する。

また、特定副学長等のメール文書(文書1)については、これまでの理由説明書(上記1)で該当するとした法5条1号及び4号トに加えて、以下に掲げる理由から同条3号に該当することを不開示理由として追加する。

具体的には、1枚目の「34行目11文字目ないし13文字目」、「38行目34文字目ないし46文字目」、「39行目14文字目ないし34文字目」、「41行目及び42行目」、2枚目の「7行目ないし18行目」(行については「差出人」から記号・記載文書箇所をカウントし、文字については記号又は文字からカウント)の各部分は、当該科目関係者の個人的見解が示されており、本事案に係る放送大学学園としての意思決定に直接的に影響を与える部分ではないものの、これらの個人的見解が開示されることによって、関係者間での率直な意見交換を損

なわせ、通常業務にまで影響が及ぶことになる。

なお、3枚目及び4枚目の本事案に係る担当係の連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス)については、仮に開示した場合、当該係への不要の問合せを招くことで、当該係の業務遂行に影響を与え、学園の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きに該当することを不開示理由として追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年12月12日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 平成30年1月16日 審議

④ 同月26日 審査請求人から意見書1及び資料を収

受

⑤ 同年2月2日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年3月26日 審議

⑦ 同年6月25日 審議

⑧ 同年7月9日 諮問庁から補充理由説明書を収受

⑨ 同月20日 審査請求人から意見書2を収受

⑩ 同年9月18日 審議⑪ 同月28日 審議

⑫ 同年10月15日 審議

③ 同年11月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分 庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び4号トに該当す るとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、教務担当と学長・副学長の打合せ資料の全 て、教学執行部での検討資料の全て及び試験問題の提出前に行われた、複 数の専任教員による校正結果「問題なし」とされた資料の全てを特定し開 示するよう求めているほか、上記の不開示部分のうち、質問した学生(受 験者)の氏名を除く部分(以下「本件不開示部分」という。)は開示すべ きである旨主張するところ、諮問庁は、不開示理由に法5条3号及び4号 柱書きを追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対 象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示 部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1) 諮問庁の説明の要旨

- ア 審査請求人は、①教務担当と学長・副学長の打合せ資料の全て、② 教学執行部での検討資料の全て及び③試験問題の提出前に行われた、 複数の専任教員による校正結果「問題なし」とされた資料の全てを特 定するよう求めていることから、①及び②については、既に開示して いる文書以外についても、本事案関係教職員の事務室内、パソコンの フォルダ(共有フォルダを含む。)内の探索を行った上で、その不存 在を確認している。
- イ また、上記ア③については、試験問題の版下に漢字の振り仮名のルビ、教員のサインが記載されたものが存在しているが、本事案に係る単位認定試験での出題前に作成された文書であり、請求者からの開示請求が「~削除するに至った関係する資料の全て」であるならば、本事案の意思決定に係る文書とは無関係のものである。
- ウ 教務担当と学長・副学長の打合せ(上記ア①の関係)及び教学執行部での検討(上記ア②の関係)は、特定副学長等のメール文書(文書1)、平成27年度第1学期単位認定試験(択一式)授業科目名日本美術史('14)の一部抜粋(文書2)、2017年度開設科目教材作成マニュアル(2014年9月発行)(文書5)といった、放送大学学園が既に部分開示している資料を用いて行われており、これらで話し合われた内容を整理し文書化したものが既に開示している特定副学長からの特定客員教授への通告文(文書4)であり、これらの打合せ及び検討の記録は作成していない。

(2)検討

ア 放送大学学園における打合せや検討の記録の作成に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、放送大学学園における教務担当と学長・副学長との打合せや教学執行部での検討については、通常、記録の作成は行われていないとのことであり、この諮問庁の説明を覆すに足りる事情はないことからすると、上記(1)ウの諮問庁の説明も、不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

そして、諮問庁が上記(1)アで説明する探索の方法及び範囲についても、特段の問題がないと認められることも併せ考えると、審査請求人が新たに特定し開示するよう求めている上記(1)ア①及び②の文書に関しては、放送大学学園において、本件対象文書の外にこれに該当する文書を保有しているとは認められない。

イ また、上記(1)ア③の文書が、上記(1)イで諮問庁が説明するようなものであることは明らかであることからすると、当該文書(試験問題の版下に漢字の振り仮名のルビ、教員のサインが記載されたもので、本事案に係る単位認定試験での出題前に作成された文書)については、本事案の意思決定過程に関係する資料ではなく、本件請求文

書に該当する文書ではない旨の諮問庁の説明も、首肯できる。

- ウ そして、放送大学学園において、本件対象文書の外に本件請求文書 に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情はないから、 本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定したことは、 妥当である。
- 3 本件不開示部分の不開示情報該当性について
- (1)本件不開示部分は、本件対象文書中の、学生(日本美術史('14)の試験問題の受験生で質問を送信した者。以下同じ。)の質問内容に係る部分(文書1及び文書3)、放送大学学園の教員2名の氏名(文書1)、放送大学学園の単位認定試験係の職員の氏名(文書1)、放送大学学園の役職員以外の個人の氏名(文書1)、放送大学学園の副学長・教授等教員のメールアドレス及び放送大学学園の単位認定試験係の電話番号・FAX番号・メールアドレス(文書1)並びに放送大学学園の教員が本事案に対して意見・見解等を述べている部分(文書1)であると認められる。
- (2) 学生の質問内容に係る部分について(文書1及び文書3の関係)
 - ア 文書1に係る標記の不開示部分は、表題部分、送信日時部分及び学生の意見内容の部分から構成されていて、当該意見内容の部分には、受験した日本美術史('14)の試験問題に関する学生自身の意見が記載されており、また、文書3に係る標記の不開示部分は、学生の意見内容の部分のみで構成されていて、学生自身の同様の意見が記載されていると認められる。
 - イ 文書 1 及び文書 3 の学生の質問内容に係る部分のうちの意見内容の 部分について

標記の不開示部分は、受験した試験問題に関する学生自身の意見であり、その記載から特定の個人を識別することはできないが、当該試験問題に対する当該学生の率直な意見が表明されていることから、当該学生の人格等に密接に関係する、通常他人に知られることを忌避する個人の思想信条が含まれていると認められ、したがって、法5条1号本文後段に規定する個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、また、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イには該当せず、さらに、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

なお、この点につき、審査請求人は、過去に新聞等の報道がされて おり、不開示部分である学生からのメール文の一部の情報は既に公 になっている旨主張するが、当該報道は、飽くまでも報道機関が独 自の取材に基づき報道したものであると認められるから、そのような報道がなされたからといって、直ちに、当該情報が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認めることはできず、もとより部分開示を考慮する余地もないから、審査請求人の上記主張は採用できない。

したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、同条4号 柱書き及びトについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥 当である。

ウ 文書1の学生の質問内容に係る部分のうちの表題部分及び送信日時 部分(別紙の3に掲げる部分)について

標記の不開示部分のうちの表題部分は、文書1の学生の質問内容に係る部分の記載内容が何の案件についてのものかを端的に示しているにすぎないと認められ、また、送信日時部分は、学生が自分の意見を放送大学学園に送信した日時であると認められることから、いずれも学生の意見の内容そのものではなく、これらを公にしても、当該学生の思想信条が明らかになり、その権利利益が害されるおそれがあるとは認められず、また、標記の不開示部分については、特定の個人を識別することができるものを含む。)に該当しなり、特定の個人を識別することができるものを含む。)に該当しなり、特定の個人を識別することができるものを含む。)に該当により、特定の個人を識別することができるものを含む。)に該当しない。さらに、これらを公にしても、放送大学学園と当該学生との信頼関係を損なわせ、放送大学学園の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められず、同条4号柱書きにも該当せず、また、放送大学園に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認めることもできず、同号トにも該当しない。

以上のとおり、標記の不開示部分は、法5条1号並びに4号柱書き 及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (3) 放送大学学園の教員2名の氏名について(文書1の関係)
 - ア 文書1中のメール本文(以下「メール本文」という。)に記載された標記の教員2名の氏名は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。
 - イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、開設する授業科目には通常複数の教員が関わっているため、必ずしも開示したメール本文から当該教員2名の氏名が推測され得るものではない旨説明する。

そこで、当審査会事務局職員をして放送大学学園のウェブサイトを 確認させたところによると、当該教員2名については、いずれも同 ウェブサイトに氏名及び職名が掲載されている教員であることは認められるものの、当該教員2名が本事案に関して意見を求められる立場にあることなどの本事案への関与の有無や状況についてまで公にされているとは認められず、その外にこの点が公にされていることをうかがわせる事情もないから、当該教員2名の氏名は、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

- ウ 次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該教員2名の氏名は、特定の個人を識別することができることとなる 記述等の部分であることから、部分開示の余地もない。
- エ したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、同条4号 トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (4) 放送大学学園の単位認定試験係の職員の氏名について(文書1の関係)
 - ア メール本文に記載された標記の職員の氏名は、法 5 条 1 号本文前段 の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるも のに該当する。そこで、当審査会事務局職員をして当該職員の氏名の 公表慣行について諮問庁に確認させたところ、当該職員の氏名について公表する慣行はなく、職員録、ウェブサイト、印刷物等で広く外部 に公表はしていないとのことであり、この諮問庁の説明を覆すに足り る事情はないから、当該職員の氏名は、同号ただし書イに該当せず、 さらに、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。
 - イ 次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当 該職員の氏名は、特定の個人を識別できることとなる記述等の部分で あることから、部分開示の余地もない。
 - ウ したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、同条4号 トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (5) 放送大学学園の役職員以外の個人の氏名について(文書1の関係)
 - ア メール本文に記載された標記の氏名は、法 5 条 1 号本文前段の個人 に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該 当し、また、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。
 - イ 次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、標 記の氏名は、特定の個人を識別できることとなる記述等の部分である ことから、部分開示の余地もない。
 - ウ したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、同条4号 トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (6) 放送大学学園の副学長・教授等教員のメールアドレスについて(文書 1の関係)

- ア 標記のメールアドレスは、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イに該当する事情はなく、さらに、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。
- イ 次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該メールアドレスは、特定の個人を識別できることとなる記述等の部分であることから、部分開示の余地もない。
- ウ したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、同条4号 トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (7) 放送大学学園の単位認定試験係の電話番号・FAX番号・メールアドレスについて(文書1の関係)
 - ア 諮問庁の説明の要旨

法5条1号及び4号トに該当する。

また、仮に開示した場合、当該係への不要の問い合わせを招くことで、当該係の業務遂行に影響を与え、学園の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きにも該当する。

イ 検討

標記の電話番号・FAX番号・メールアドレスについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、放送大学学園においては、これらは広く一般に公開しているものではないとのことであり、この諮問庁の説明を覆すに足りる事情はないから、標記の不開示部分を公にすると、単位認定試験係の業務に関係のない電話がかかってきたり、FAXやメールが送信されてくることにより、単位認定試験係の業務遂行に影響を与え、放送大学学園の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の不開示部分は、法5条4号柱書きに該当し、同 条1号及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは 妥当である。

- (8) 放送大学学園の教員が本事案に対して意見・見解等を述べている部分 について(文書1の関係)
 - ア 諮問庁の説明の要旨

法5条1号及び4号トに加えて、以下の理由から同条3号にも該当する。

具体的には、当該科目の関係者の個人的見解が示されており、本事 案に係る放送大学学園としての意思決定に直接的に影響を与える部 分ではないものの、これらの個人的見解が開示されることによって、 関係者間での率直な意見交換を損なわせ、通常業務にまで影響が及 ぶことになる。

イ 検討

標記の不開示部分は、放送大学学園の教員が、特定の科目を担当する他者等への評価や試験問題の一部の削除に関する事案等について、個人的な見解を述べた部分を含むものであり、その内容にも照らせば、これを公にすると、当該事案に係る協議に関わった者以外には知られたくない上記の事柄についての個人的な見解が明らかになり、今後の放送大学学園における関係者間での意見交換において、放送大学学園関係者が率直な評価や見解を述べることを差し控えるなど、今後の放送大学学園における関係者間での議論において率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることは、否定し難い。

したがって、標記の不開示部分は、法5条3号に該当し、同条1号 及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当 である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記の判断 を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までに1年3か月以上が経過しており、「簡 易迅速な手続」による処理とはいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照ら しても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び4号トに該当するとして不開示とした決定については、放送大学学園において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、3号並びに4号柱書き及びトに該当することから不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号及び4号柱書きに該当すると認められるので、同号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

別紙

1 本件請求文書

2015年7月26日に実施された単位認定試験に出題された「日本美術 史」について、キャンパスネットに公開時試験問題問12の冒頭部分の一部 を削除するに至った関係する資料の全て

2 本件対象文書

- 文書1 特定副学長等のメール文書
- 文書2 平成27年度第1学期単位認定試験(択一式)授業科目名日本美術史('14)の一部抜粋
- 文書3 平成27年度第1学期単位認定試験授業科目名「日本美術史('14)」の試験問題の意見について
- 文書 4 特定副学長からの特定客員教授への通告文
- 文書 5 2017年度開設科目教材作成マニュアル (2014年9月発行)

3 開示すべき部分

文書1の学生の質問内容に係る部分のうち、表題部分及び送信日時部分